

議案第66号

鹿屋市公民館条例の一部改正について

鹿屋市公民館条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市公民館条例の一部を改正する条例

鹿屋市公民館条例（平成18年鹿屋市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鹿屋市中央公民館の項中「鹿屋市北田町11103番地」を「鹿屋市大手町1番1号」に改める。

別表第1項を次のように改める。

1 鹿屋市花岡地区公民館の使用料

区分	使用時間	午前8時30分	正午から午後5	午後5時から午
	施設	から正午まで	時まで	後10時まで
鹿屋市	会議室	470円	690円	930円
花岡地	学習室	340円	470円	570円
区公民	和室	340円	470円	570円
館	調理室	440円	550円	660円

備考 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

中央公民館機能を鹿屋市市民交流センター芸術文化学習プラザに移転し、市民の利便性向上及び生涯学習の充実を図るため、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。